

札幌市下水道管路保全業務共同企業体取扱要綱

平成 29 年 1 月 26 日 下水道河川局長決裁

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この要綱は、札幌市下水道河川局が委託する下水道管路保全業務（以下「業務」という。）の
確実かつ円滑な履行を図るとともに、結成される共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるも
のとする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において「特定共同企業体」とは、業務の履行を目的として、複数の構成員により結
成される組織をいう。

(履行方式)

第 3 条 特定共同企業体により行なう業務の履行方式は、当該共同企業体の各構成員があらかじめ定め
た出資の割合に応じて、資金、人員、資機材等を拠出し、構成員全員で組織する運営委員会の指揮の
下に一体となって当該業務の完了にあたる共同履行方式によるものとする。

第 2 章 特定共同企業体

(対象業務等)

第 4 条 特定共同企業体により履行することができる業務は、設計金額が 2,500 万円以上のものとする。

(構成員数)

第 5 条 構成員の数は、2 社以上とする。

(構成員の要件)

第 6 条 特定共同企業体のすべての構成員は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

(1) 札幌市競争入札参加資格者名簿（工事）において、工種が大分類「工事」、中分類「下水道」に登
録していること。

(2) 発注業務に対応する建設業法の許可業種に係る原則として国家資格を有する主任技術者（以下「主
任技術者」という）を専任で配置することができること。

ただし、代表者以外で出資金額が 3,500 万円に満たない構成員の主任技術者は、他の工事等と兼任
で配置することができることとする。

(結成方法)

第 7 条 特定共同企業体は、第 5 条（構成員数）、第 6 条（構成員の要件）に基づき、任意の組合せに
より結成されなければならない。

2 経常共同企業体を特定共同企業体の構成員とすることはできない。

3 事業協同組合等の組合の特定共同企業体結成については、組合自体を単体企業とみなし、単体企業
と同様に取り扱うものとする。

ただし、組合と当該組合の組合員との組合せによる特定共同企業体を結成することはできないもの
とする。

4 特定共同企業体の協定書は、別紙に定めるところによる。

5 代表者は、札幌市競争入札参加資格者名簿（工事）の「下水道」における等級区分がB等級以上から選定するものとし、構成員において決定された者とする。この場合、代表者は、円滑な共同履行を確保するため中心的な役割を担いうる者とし、格付等級の異なる者の間では、上位の等級の者であるものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 特定共同企業体の各構成員の出資の割合は、均等割の10分の6以上でなければならない。この場合において、代表者の出資の割合は、他の構成員の出資の割合を下回ってはならない。

（存続期間）

第9条 契約の相手方となった特定共同企業体の存続期間は、業務の履行後3ヶ月を経過するときまでとする。

2 委託業務の契約の相手方とならなかった特定共同企業体の存続期間は、当該業務に係わる委託契約が締結されたときまでとする。

第3章 補 則

（委 任）

第10条 この要綱の実施に関し、その他必要な事項は、管路担当部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。
- 2 この要綱に係る規定は、平成29年2月1日以後に執行される入札に参加する特定共同企業体から適用する。
- 3 札幌市下水道施設部委託業務共同企業体取扱要綱（平成27年12月14日、下水道河川担当局長決裁）は廃止する。

(別 表)

特定共同企業体協定書

(目 的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

札幌市下水道河川局が委託する下記業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）の受託。

業 務 名 _____

(名 称)

第2条 当共同企業体は、_____特定共同企業体

(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、業務の委託契約の履行後から3ヶ月までの間は解散することができない。

2 業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称 _____

住 所

商号又は名称 _____

住 所

商号又は名称 _____

(代表者名称)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表して、委託者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札書又は見積書の提出、委託料（出来高払いを含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産の管理を行う権限を有するものとする。

2 当企業体の代表者は、当企業体の運営に関する規定及び第9条に規定する運営委員会の決議を遵守し、当企業体の不利益となるような行為を行わないよう努めるものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

会社名 _____ %

会社名 _____ %

会社名 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって当企業体の意思決定機関である運営委員会を設け、業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の受託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は_____銀行_____支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務完了の都度、当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中による構成員脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了し、完了検査を受ける日までは脱退することができない。

2 構成員のうち、業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が当該業務を完了するものとする。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(「業務」途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合には、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ほか__社は、上記のとおり_____特定共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書__通を作成し、各通に構成員が記名押印し、1通は札幌市に提出し、他は各自所持するものとする。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

_____印

電話(-) FAX(-)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

_____印

電話(-) FAX(-)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

_____印

電話(-) FAX(-)

注) 構成員の欄は構成員の数に合わせ増減してください。